

佐久市学校給食センター給食用物資納入業者指定要領

平成17年4月1日

教育委員会決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、学校給食用物資の納入の円滑と適正を図るため、学校給食用物資納入業者（以下「業者」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第2条 業者の申請手続は、次のとおりとする。

- (1) 申請期間 毎年1月10日から1月末日まで
- (2) 申請時の提出書類 佐久市学校給食センター給食用物資納入業者指定申請書（様式第1号）

(指定基準)

第3条 業者の指定基準は、次のとおりとする。

- (1) 立地条件
 - 営業所が佐久市内にあること。ただし、必要物資で調達困難な食品は、この限りでない。
- (2) 衛生状況
 - ア 保健所の監視評点が良好であること。
 - イ 従業員の健康管理が十分に行われていること。
 - ウ 製造加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷蔵設備その他衛生上必要な設備が完備していること。
- (3) 供給能力
 - ア 仕入、製造及び加工能力が相当で、所要量を供給し得ること。
 - イ 指示する日時までに納入ができること。
- (4) 信用状況
 - ア 事業経歴及び経営状態が良好であること。
 - イ 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
 - ウ 納税義務が履行されていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(指定通知)

第4条 申請のあった業者の指定の決定は、学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審査に付し、その承認を得た後、次の手続を経て行うものとする。

(1) 運営委員会の承認を得た業者に対して、佐久市学校給食センター給食用物資納入業者指定通知書（様式第2号。以下「指定通知書」という。）を発行する。

(2) 指定通知書を受けた業者は、誓約書（様式第3号）を学校給食センターに提出する。

(3) 前号の手続を完了した業者を業者指定台帳に登載する。

(指定期間)

第5条 指定の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、その更新については、運営委員会が決定する。

2 年度の途中で指定を受けた場合の指定の有効期間は、その年度の終了までとする。

(指定の取消し等)

第6条 誓約に違反し、又は運営委員会において不相当と認めるときは、指定を取消し、又は一時停止することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月1日から施行する。